

柏市一般任期付職員採用選考受験案内

【児童相談所所長補佐】

【任期付職員とは】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び柏市一般職任期付職員採用条例に基づき、任期を定めて採用する職員です。勤務条件（給与・勤務時間・休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤の職員と同様になります。

1 募集職種・採用予定人数・受験資格・主な職務内容及び勤務地

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集職種 | 児童相談所所長補佐 こども部 こども相談センター主査監 |
| 採用予定人数 | 2人 |
| 受験資格 | 次の全てに該当する人 1 児童相談所の管理職として通算3年以上の職務経験を有していること 2 児童福祉司又は児童心理司の職務経験を有していること 3 日本国籍を有していること 4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと（※） |
| 職務内容 | こども部こども相談センターの所長補佐として次の業務を行う ・児童福祉法等に基づく、児童相談所長としての権限行使の補佐、助言 ・児童相談所内業務（相談援助業務）の統括補佐 ・児童福祉司・児童心理司の指導教育及び育成 ・関係機関との連携調整 |
| 勤務地 | ウェルネス柏（柏市柏下65-1） ※令和8年度中に予定している児童相談所開設後は（仮称）柏市こども・若者相談センター（柏市十余二） |

（※）地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない
- 人事委員会又は公平委員会の職にあって、地方公務員法第60条から第63に規定する罪を犯し刑に処せられた
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した

2 任期・勤務形態

（1）任期

始期は令和8年4月1日以降で採用予定者と調整。終期は令和13年3月31日

（2）勤務形態

常勤の職員（週5日勤務／1日7時間45分勤務）

3 受験申込手続

(1) 用意するもの

ア パソコン又はスマートフォン

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンが必要となります。また申込時に資料を添付する必要がありますので、自宅に印刷環境等がない方は、コンビニエンスストア等、資料をスキャンできる環境を事前に確認してください。

イ 顔写真（縦横比4：3程度）のデータ

申込み前6か月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きで本人と確認できるもの（スナップ写真は不可）をご用意ください。

ウ ヒアリングシート

様式はホームページからダウンロードしてください。当資料により受験資格を確認させていただきます。

(2) 申込方法

柏市採用特設ページ等から採用試験申込みサイトにアクセスし、電子申込みをしてください。

4 受験申込にあたっての注意事項

- (1) 身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とされる方は、必ず受験申込みをする前に柏市総務部人事課までご連絡ください。
- (2) 「高」や「崎」などの環境依存文字については正しく認識されない場合があります。その際、通用字体に変換させていただくことがありますのでご承知おきください。
- (3) 採用試験に関することや合否通知等で直接連絡をしますので、確実に連絡のとれるメールアドレスの登録をお願いします。また「@snar.jp」「saiyou@city.kashiwa.chiba.jp」を受信できるように設定してください。受信メールが「迷惑メール」フォルダに振り分けられてしまうことがある場合は、隨時「迷惑メール」フォルダを確認してください。
- (4) 特別な事情（災害等）がある場合を除き、再試験実施の予定はございません。
- (5) 受験資格を有していないこと、または受験申込みの内容に虚偽又は不正があったことが明らかになった場合は、採用（合格）を取り消すことがあります。

※ 利用登録をした際のID及びパスワードは必ず控えてください。

※ 複数回の受験申込みや一度送信したデータの修正は、原則認めません。

ファイルの添付漏れ等がないか確認してから送信してください。やむを得ず修正が必要となった場合は、柏市総務部人事課までご連絡ください。

※ メンテナンス等によるシステム停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、柏市は一切責任を負いません。早めのお申込みをお願いします。

5 その他注意事項

受験資格を有していないこと又は受験申込書の記載に虚偽又は不正があったことが明らかになった場合は、採用（合格）を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 試験内容

個人面接

(2) 試験日

お申込み後、個別に調整させていただきます。

(3) 試験会場

柏市役所 本庁舎（試験時間・試験会場等の詳細については追って通知します。）

7 試験結果の通知

面接試験実施後、2週間から1ヶ月程度でご連絡します。

8 勤務条件について（参考：令和8年4月1日施行）

(1) 初任給（地域手当を含む）

| 職種 | 給料格付け | 初任給の額 |
|-----------|-------|----------|
| 児童相談所所長補佐 | 5級 | 408,672円 |

(2) 初任給以外の給与

任期の定めのない職員と同様、地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の手当が支給されます。また、6月及び12月には、期末手当及び勤勉手当（標準：年間4・6ヶ月分）が支給されます。

(3) 勤務時間

1週間当たり38時間45分で、1週間当たりの勤務日数は5日（月曜日から金曜日まで、児童相談所開設後は変更の可能性有）です。また、1日当たりの勤務時間は7時間45分で、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 休暇、休日等

ア 休日 原則、日曜日及び土曜日のほか、国民の祝日及び年末年始が休日です。

※児童相談所開設後、上記休日が勤務日となった場合、別の日が休日となります。

イ 年次有給休暇 1の年度について最高20日付与されます。

ウ 特別休暇 結婚休暇、子供休暇、忌引、ボランティア休暇等があります。

エ その他、育児休業、部分休業、育児・介護のための遅出勤務制度等があります。

(5) 福利厚生制度

地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し、短期給付（医療保険）等を受けるほか、各種福祉・保健事業を利用することができます。

※ 8(1)～(5)の内容は、制度改正により変更となることがあります。

9 問い合わせ先

柏市総務部人事課採用担当

電話：（電話）04-7167-1113（直通）

所在地：〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

ホームページアドレス：<http://www.city.kashiwa.lg.jp>（トップページ）

（トップページ→「市政情報」→「職員採用・人事」→「職員採用情報」→「正規職員」→「児童相談所の所長補佐を募集します」